

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

市立病院	（平成 29 年度）	
監 査 結 果 （指 摘 事 項）	改 善 措 置	
<p>3 組織・運営 (4) 36 協定への抵触</p> <p>特別条項の限度超過が検出されており、労働基準法第 36 条に基づく労使協定（「36 協定」）に抵触していると考えられる。</p>	<p>これまでの超過勤務の実情を踏まえ、労使で協議を行い令和元年 6 月 27 日付で 36 協定を新たに締結した。</p> <p>具体的な取り組みとして、協定内容を文書により周知して、所属長による所属職員の超過勤務時間の把握・管理を徹底し、協定を遵守している。</p>	